

1. 受託研究/研究資金の受入れ

	資金提供元		
	原子力規制庁	原子力事業者等 原子炉設備メーカー	それ以外の組織
受託研究/研究資金	○	× 【ルール2. (1)①】	○

2. 設備の製作・提供

	設備提供先		
	原子力規制庁	原子力事業者等 原子炉設備メーカー	それ以外の組織
許認可対象となる設備の製作と提供	— (該当なし)	× 【ルール2. (1)③】	×

3. 業務に直接携わる職員等(派遣含む。)

所属	従事する事業	
	原子力規制庁 受託事業	その他の事業
機構内 (安防研、他部署)	△ ※1	○
原子力事業者等、 原子炉設備メーカー からの出向者	△ ※2	○
それ以外の組織か らの出向者	○	○

※1

当該受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に携わっている場合は× 【ルール2. (2)①】
受託事業が対象としている被規制施設の管理に携わっている場合は× 【ルール2. (2)②】

※2

当該受託事業の対象となる原子力事業者等からの出向者は× 【ルール2. (1)④】

4. 業務に間接的に携わる再委託先の従業員

	従業員	
	原子力事業者等	それ以外の組織 原子炉設備メーカー
原子力規制庁から の受託事業の 再委託	×	△ ※3

※3

当該受託事業に求められる期間において、当該事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に従事する従業員は× 【ルール2. (1)⑤】

5. 共同研究

	共同研究先		
	原子力規制庁	原子力事業者等 原子炉設備メーカー	それ以外の組織
共同研究	○ ✓ ①～③の条件を満たすこと。	○ ✓ ①～④の条件を満たすこと。	○ ✓ ①～③の条件を満たすこと。

以下の①～③の条件を満たすことにより、原子力機構の共同研究規程に沿って実施することができる。
なお、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究においては、①～③に加え、④の条件も満たすこととする。

- ① それぞれの組織にとって関心があり、等しく価値のある研究であること。【ルール別紙】
- ② 金銭の提供・収受は可能であるが、相応の分担のために必要かつ適切な場合に限る。【ルール2. (1)②】
- ③ 契約内容、実施プロセス・体制及び最終報告書については、原則、公開とすること。ただし、知的財産権に関わる場合はこの限りではない。
【ルール別紙】
- ④ 参画する組織が共同で取得したデータについて、科学的なデータの評価及び解釈は共同で実施できるものの、規制に関連した結論を共同で導き出さないこと。【ルール別紙】